（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法令　法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

二　電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三　電子証明書　申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（情報通信技術活用法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機において識別することができるものに限る。）で、次に掲げるものをいう。

イ　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成したもの

ロ　電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）

ハ　電子署名等に係る地方公共団体機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ　その他行政機関等が定めるもの

2　前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

（定義）

第二条　この省令において、「法令」とは、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

2　前項に規定するもののほか、この省令で使用する用語は、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

［章名を削る。］

（申請等に係る電子情報処理組織）

第三条　情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第四条　情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2　前項の規定により申請等を行う者は、当該申請等が行われるべき行政機関等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第五条　情報通信技術活用法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると行政機関等が認める場合

二　申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると行政機関等が認める場合

第二章　行政機関等との間における行政手続等

［条を加える。］

（電子情報処理組織による申請等）

第三条　情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき又は準じて、行政機関等が財務大臣に対して電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等は、財務省の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等をいう。

2　行政機関等が電子情報処理組織を使用して前項の規定による申請等を行うときは、当該申請等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を、当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

［条を加える。］